○経済産業省告示第四十七号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三十四の二第三項の規定に基づき、同条第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の二第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示

租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の二第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件（令和五年経済産業省告示第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三十四の二第一項第五号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件は、事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）六ヘ(1)及び(3)に該当するこれらの規定の特定剰余金配当をする事業者並びに六ヘ(2)及び(3)に該当するこれらの規定の配当株式発行関係事業者等であることとする。	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三十四の二第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件は、事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）六ヘ(1)及び(2)に該当するこれらの規定の関係事業者等であることとする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第四十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項の規定に基づき、令和三年経済産業省告示第百七十号（生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準）を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準は、当該生産工程効率化等設備（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。）について記載された法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画に記載された事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）第一項第二号ロ①のエネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上に関する目標が同号ロ①中「十七ペーセント」とあるのを「二十二ペーセント」と読み替えた場合における同号ロ①(1)に該当するものであることとする。	租税特別措置法施行令第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準は、当該生産工程効率化等設備（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。）について記載された法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画に記載された事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）第一項第二号ロ①のエネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上に関する目標が同号ロ①中「十七ペーセント」とあるのを「二十二ペーセント」と読み替えた場合における同号ロ①(1)に該当するものであることとする。

○経済産業省告示第四十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の五第二項及び第二十七条の十二の六第一項の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第六十一号（生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準）を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正